整備基準見直し（案）について

＝項目目次＝

（１）未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討）【（土木等）課題提起】

（２）　便所の整備基準について

　　ア　公共トイレの整備の方向性（機能分散について）【国改正関係】

　　イ　乳幼児用設備の規定について【その他（他自治体）】

（３）　避難設備の整備基準について【条例見直し検討会議】

（４）　幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について【（土木等）課題提起】

（５）　施設の円滑な利用のための支援の提供について【条例見直し検討会議】

（６）　施設計画段階からの利用者の参画に関する検討【条例見直し検討会議】

（７）　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備【条例見直し検討会議】

|  | 項目 | 背景・課題 | 対応方針（案） | 見直しイメージ（当初案） | 今後の対応（案） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討） | 【現状】○令和３年度の適合状況調査では「視覚障害者誘導用ブロック」「トイレ」の未整備割合が高い状況（詳細は「参考資料４」のとおり）

|  |  |
| --- | --- |
| トイレ | 全体の64.7％が不適合 |
| 誘導用ブロック | 全体の59.3％が不適合 |

○主な要因（条例審査窓口の土木事務所等から聴取）（その他意見は「参考資料５・６」のとおり）

|  |
| --- |
| (1)両者に共通するもの |
| ①適合に対する事業者の意識が低い（メリットを感じていない）②既存施設の用途変更による小規模施設の整備が増加(グループホームなど)しており、整備基準の適合に関し、物理的に困難な場合も多い |
| (2)トイレ |
| ①オストメイト等の設置に費用が掛かる②車椅子回転スペースの確保が困難な場合がある |
| (3)誘導用ブロック |
| ①老人ホームや共同住宅などでは、つまづきの原因になることを懸念する声がある。②デザイン性の観点から、黄色以外の誘導用ブロックの敷設を希望する声がある |

【課題】ア　一部事業者でバリアフリー街づくりに関する理解が不十分である事例（(1)①・(2)①・(3)②）や、整備基準に関する誤解(※)がある事例((3)①)が見受けられることが明らかになった。　　※誘導用ブロックの敷設に代え、「音声による案内設備等を設置することも可能イ　一方、(1)②のように、建物の規模や構造等から適合させることが困難な施設がある。また、小規模店舗等の一定の種別を除き、指定施設には一律の基準が適用されるため、小規模な施設の建築主等にとって過度な負担になっている場合があり、かえってバリアフリー化が進みづらくなっている懸念がある。また、現行法令においても、条例第13条ただし書きを適用し、「遵守」と扱うことは可能だが、当該規定は必ずしも十分に活用されていない。（このことについて、「ただし書き」は裁量の余地が大きく、窓口による判断のブレが懸念されるため、抑制的に運用しているとの意見があった。【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】○　新築の場合はやっぱりハードルは上げたままで緩和しなくても良いのではないか。○　既存建物の活用で、改修・用途変更という時に、いろいろな難しさが出てきているということではないかと思うので、既存建築物の用途変更・改修の場合という項目を考えてもよいのではないか。用途変更も、今200㎡未満は確認申請出さないでも良くなっているので、そういう意味では、200㎡というのは区切りとしては妥当な線かなと思う。（事務局発言）・既存建物の用途変更による、小規模施設の整備の増加という点は、事前協議の窓口からも聞いており課題であるが、一方、新築であっても、予算や土地の制約上、全ての設備を設置することが難しいとの声があると聞いている。結果として、形だけの協議になってしまう例もあると聞いていることから、実質的なバリアフリー化を着実に進めていくうえで、最低限この程度との水準を定め、遵守していただくことにも意味があるのではないかと考えて提示したもの○　低い方に流れていく懸念がある。【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】・　特になし | ア　事業者への理解促進策について【施策による対応】　・整備基準の見直しに関する周知に合わせて、改めて条例の趣旨等について理解促進に努めるほか、　・整備基準に関する誤解は、ホームページの質疑応答集を充実するほか、一部の窓口で実施されている、単なる適合審査に留まらない助言型の指導を推進していく。イ　用途や規模の状況を踏まえた基準の設定等 (ｱ)小規模福祉施設に関する規定の新設について　小規模福祉施設等は、主な利用者が少数・特定されており、また、介助等の知識を有する職員の常時配置等の状況を鑑みて、一定の基準緩和が実施可能と考える。そこで、小規模な福祉施設や無床診療所（用途面積200㎡未満を想定）における実質的なバリアフリー化を促進する観点から、新たな施設区分を設定するとともに、整備事例や当事者団体へのヒアリング、近隣都県市の状況等も踏まえ、用途や規模に応じた基準を設定することとしてはどうか。　(ｲ) 13条ただし書き適用として扱う範囲の明確化　　13条ただし書き適用として扱うことのできる範囲は、これまでも逐条解説やＱ＆Ａなどにより、取扱いを示してきたが、条例審査窓口の意見も踏まえ、より詳細に整備項目を提示することについて検討する。 | イ(ｱ)関係【小規模施設に関する規定】次のとおり区分を新設。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 見直し案 |
| 福祉施設　全てのもの | 福祉施設　全てのもの |
|  | （なし） |  | ～200㎡　小規模福祉施設 |

「小規模福祉施設」「用途面積200㎡未満の無床診療所」について、用途や規模に応じた基準を設定する。（新たに設定する基準の例）○不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者が利用することができる構造の便房を１以上○主たる経路の敷地内通路の有効幅員120cm以上○主たる経路の廊下等の有効幅員90cm以上○主たる経路を構成する廊下等については、次の場合を除き、段を設けないこと。・傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合・敷地の状況、施設の構造その他の事情から段を設けないことができない場合において、当該施設を管理する者の介助等により、障害者等が通行することが可能である場合 | ＜第１回会議の事務局案＞⇒「小規模福祉施設」「用途面積200㎡未満の無床診療所」について、用途や規模に応じた基準を設定することとし、関係団体への意見照会の結果を踏まえて具体的に検討＜第１回会議、土木意見等＞〇単純な規模ではなく「新築か用途変更か」で整理した方が良い。・規模が大きくても用途変更では合わせるのが難しい例がある。　・用途変更に小規模施設が多い。　・バリアフリーの観点からは、小規模施設でも新築であればちゃんと整備した方が良い。　・基準設定の本来的な意味や、施設が何年持つかということを考え、新築は全整備すべきである。＜上記を踏まえた今後の対応案＞・ただし書き適用の範囲を運用上で整理する。特に既存建築物の改修や用途変更等の場合は、より柔軟な対応を可能とする。→逐条解説の記載内容の充実、HPよくある質問への追加<参考資料１　ただし書き適用の整理について>＜今後の対応案（その他）＞事業者からの13条ただし書き適用の申し出状況を把握するため、適合状況項目表（第５～８号様式）に、第13条ただし書き適用の有無について記載する欄を追加する。<参考資料２　適合状況項目表案（第５～８号様式）> |
| (2)ア | 公共トイレの整備の方向性（機能分散について） | ・県では、平成14年から、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害者、高齢者はもとより、だれもが円滑に利用しやすいトイレとして「みんなのトイレ」を定め、手すり・洗面・オストメイト対応の水洗器具などの配置や、ベビーベッド等の子育て関連設備の設置を求めてきた。・しかし、これにより利用対象者が競合する状況となり、また必ずしも一般トイレの利用で支障ない方が利用している実態もあることもあって、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者等が使いづらい状況となっている指摘がなされている。【国の動向】・２年度に「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会」を開催し、公共交通事業者や商業施設の管理者等へのアンケート調査や障害当事者へのヒアリング等も踏まえ、利用者の多様な特性に配慮したトイレ整備のあり方について検討。・３年３月建築設計標準の改正で、個別機能の分散に係る考え方の整理や整備例を充実するとともに、トイレの表示として、「多機能」「多目的」など誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能をピクトグラム等で表示するよう見直しが行われた。 | ・これまでは一つの便房（みんなのトイレ）でユニバーサルデザインの達成を目指してきたが、機能分散をすることにより、トイレ全体でユニバーサルデザインの達成を目指していくこととする。・具体的には、「みんなのトイレ」に係る記述を削除するとともに、便所内にそれぞれ１以上の「車椅子対応便房」「オストメイト便房(※)」「乳幼児対応便房」の設置を求め、施設の構造上難しい場合には、こうした「個別機能を組み合わせた便房」とすることができることとしてはどうか。・「既存建築物の改修以外は簡易型設備による対応は行わないこと」としているが、整備が義務づけられた設備を有する便房とは別に、利用者の分散を図るために整備する場合や、面積(500㎡未満)や構造等の制約により設置ができない場合は、新築の場合であっても「簡易型機能を備えた便房」を設けることができるような見直しも検討する。（国設計標準の仕様） | ８　便所（整備基準）（１）不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ア　便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を１以上設けること。イ　便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。ウ　便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。エ　便所内にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設けること。（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】○　性の多様化であるとか、障害についても、目に見えにくい障害をお持ちの方がたくさんいる中で、このトイレはこういう方のためのものと限定されるような表示の仕方をしてしまうことが本当にいいのか気になる。○　機能分散型の話について、男女に関しては今大きく動いているところであり、男性女性共用トイレ、ユニセックスという、そういうことをちゃんと意識した改訂にならないと、すぐ時代遅れになると感じる。【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】〇　トイレを構成するパーツはメーカーがパックで販売していることが多く、メーカーが販売しているか否かに適否が依存する。〇　県内の都市部と郊外では求められる整備のレベルは異なるのではないか。機能分散を前提とするのではなく、機能が集中していてもエリア内で必要な機能が備えられていることが重要。 | 〇見直しイメージ（当初案）から方針としては修正はなし〇便所内にそれぞれ１以上の「車椅子対応便房」「オストメイト便房」「乳幼児対応便房」の設置を求め、構造上整備が難しい場合等については「個別機能を組み合わせた便房」とすることができることとする。〇男女別に配置する場合も、ユニセックス等に対応できるよう男女共用トイレの設置が望ましい旨をガイドブック等で明記する。＜資料２　改正整備基準新旧対照表（案）＞〇乳幼児用設備の設置を遵守規定化する用途や規模については「（２）イ乳幼児用設備の規定について」で示したものと同様。 |
| (2)イ | 乳幼児用設備の規定について | ・県では、乳幼児用設備（ベビーベッド、ベビーチェア、授乳用スペース等）の設置を努力規定としている。・子育てをめぐる県民の意識30年度県民ニーズ調査（課題調査）；「安心して子供を生み育てられる環境の整備」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 妊婦や子連れでも外出しやすい施設やサービスが整っている | 重要度 | 重要 | どちらともいえない | 重要でない |
| 69.2％ | 14.7％ | 1.1％ |
| 満足度 | 満たされている | どちらともいえない | 満たされていない |
| 14.5％ | 30.2％ | 20.8% |
| 住宅や公園など子育てに配慮した環境が整っている | 重要度 | 重要 | どちらともいえない | 重要でない |
| 74.3% | 13.0％ | 1.2％ |
| 満足度 | 満たされている | どちらともいえない | 満たされていない |
| 17.9％ | 29.8％ | 23.2％ |

※重要度について、「非常に重要である」「かなり重要である」の計を「重要」、「まったく重要でない」「さほど重要でない」の計を「重要でない」として記載※満足度について、「十分満たされている」「かなり満たされている」を「満たされている」、「ほとんど満たされていない」「あまり満たされていない」を「満たされていない」として記載⇒いずれの項目も、約７割の県民が重要と考えている一方で、満足度が約２割を下回る状況に留まっており、一層の具体な取組の推進が必要。（近隣都県市の状況）　東京都、横浜市、川崎市、千葉県、埼玉県、群馬県・整備を求める施設種別や規模等はまちまちであるが、多くの自治体で乳幼児設備に関する規定を持ち、遵守義務化している。

|  |  |
| --- | --- |
| 乳幼児用設備を有する便房の設置 | 遵守義務化；１都２県２市（東京都/横浜市/川崎市/埼玉県/群馬県）努力義務のみ；神奈川県規定なし；千葉県 |
| 授乳のためのスペースの設置 | 遵守義務化；１都２県２市（東京都/横浜市/川崎市/埼玉県/群馬県）努力義務のみ；神奈川県規定なし；千葉県 |

（国の設計標準）

|  |  |
| --- | --- |
| 乳幼児用設備を有する便房の設置 | ・不特定多数又は主として障害者等が利用する建築物2,000㎡以上；標準2,000㎡未満；推奨（ニーズや規模に応じて整備）・その他の建築物；推奨（ニーズや規模に応じて整備） |
| 授乳のためのスペースの設置 | 乳幼児連れ利用者が利用する施設では標準 |

 | ・「かながわ子どもみらいプラン」が目指す「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会」を実現に向け、妊婦や子連れでも外出しやすい環境整備を図ることを目的に、基準の見直しを検討する。【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】○　直近で私どもの事務所でも、２種類のスペースを作りました。一つは開いているスペース、もう一つは閉じているスペース。これは実際に今子育てをしているお母さんの要望で作ったスペース。実際の使われ方を見ると、両方とも特段問題なくやっぱり使われているし、クレームもない。ただ、男性は個室利用が多く、開かれている方は外から見えてしまうので、心理的にハードルが上がってしまうのだと思うし、それが現実。使う側の意識がやっぱり変わらないことには、いくら施設をいじったところで変わっていかない。【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】* 特になし
 | 〇遵守規定化「乳幼児を連れた者が長時間利用する建築物」について、規模に応じて、現行の努力義務から遵守義務に見直しを行う。〇整備基準の設定設置場所や出入口の幅など、整備すべき施設の具体的な仕様を規則又は望ましい水準として規定する。【検討案】（乳幼児用設備を有する便房）・乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等の設置・便房及び便所の出入口に設備に関する表示・標識及び案内設備への表示（授乳のためのスペースの設置）・ベビーベッド、椅子等の設備の設置・出入口の幅は、80cm以上（ベビーカーの標準的な幅が50cm程度であることを勘案）・出入口は、主たる経路を構成する廊下等に接続して設置・便房及び便所の出入口に設備に関する表示・標識及び案内設備への表示・他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合はスペースの設置を不要とする。 | 〇対応方針としては見直しのイメージ（当初案）より変更なし。〇職員を対象としたアンケートの結果では、乳幼児を連れての長時間の外出において、特に1000㎡以上の商業施設や官公庁施設・公民館・図書館等において、乳幼児用設備の設置ニーズが高いということが分かった。＜参考資料４　関係団体等への意見照会の結果＞〇遵守規定への引き上げ意見照会結果及び近隣自治体の整備基準も鑑み、以下の公共的施設については、努力規定から遵守規定に引き上げる。・1000㎡以上の官公庁施設（事務の用に供するもの）・1000㎡以上の教育文化施設（学校等を除く）・1000㎡以上の商業施設・1000㎡以上の運動施設・上記を含む複合用途建築物<参考資料３　近県の乳幼児用設備の整備基準><参考資料４　関係団体等への意見照会結果> |
| (3) | 避難設備の整備基準について | ・避難設備に関して、建築設計標準では避難経路や一時退避スペース、情報伝達設備について基準を設定しているが、県整備基準では誘導設備として非常時に使用する設備について整備を求めているのは非常口の構造や点滅灯、一斉放送設備に限られており、避難経路等は整備されていない。【第１回整備基準見直し検討会議後、県建築指導課よりコメント】〇山口委員から資料３の１（３）避難設備の整備基準について建築基準条例で規制したほうが良いとの発言がありました。これらの設備は、国が作成したバリアフリー設計のガイドライン「建築設計標準」において、標準的又は望ましい整備内容として記載されています。これらはバリアフリー法の義務基準に含まれていないため、まずはバリアフリー条例の整備基準に位置付けて誘導していくことが望ましいと考えます。【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】〇本項目を整備基準（努力規定）にする場合、避難経路の図示が必要になるが、どのように図示させるのか。〇現行の整備基準で避難経路は定義づけられていないため、本項目を追加する場合は整備基準内で定義する必要があるのではないか。 | ・非常時に障害者等が安全かつ円滑に避難できるよう、非常口だけでなく非常時に必要となる設備（避難経路）の設置について、「誘導設備」に関する整備基準に努める規定として追加を検討する。・避難設備の整備基準（努力規定）として追加する施設の用途・規模 【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】○　避難設備の整備基準について、努力規定との話があったが、これについては、障害のある方は以前に全員にとってこれは必要な話ではないかいう気がしており、建築基準条例の話にしてもよいのではないか。 | （整備基準）(４）避難経路避難経路となる屋内の通路については、段を設けないよう努めること。 | 〇既存基準・建築基準法で類似規定があり、整合を確認した結果、これらの既存基準で対応するとともに、下記事前協議時の書類の工夫等、施策での対応を検討したい。〇災害対応は条例見直し検討会議の議論・整理として、基本的には他の個別施策で対応する内容が多いが「(5)施設の円滑な利用のための支援」で、こうした視点も含め建築物の事前協議時の提出書類等での工夫を図る予定としている。<参考資料５　配慮に係る取組事項　内容イメージ>１（１）キ「非常時の体制の整備」〇また、避難訓練の活用（要配慮者対策への働きかけ）等を関連部局へ働きかけることを検討する。 |
| (4) | 幅広歩道等におけるベンチの休憩施設設置促進について | ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る省令や条例において、特定道路については、「歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする」と定められているが、特定道路以外の歩道については、ベンチを設ける規定がない。【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】〇　地域と大学が協働して高齢者の休憩のためのベンチを設置するという動きもある。ハードとソフトが合体した良い取組みであると思う。〇　民間が占用許可を取って、ベンチを置くということが、ソフト的に適合率が低いという議論をしている中で、より達成率が低い話ではないかと思う。まずその前段としては、公共施設でそれが当たり前になるくらいのボリューム感で整理していただく必要がある。いきなり基準で、努力義務で、占用でやるというのは民間の企業にとってハードルが高いと思う。【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】* 特になし
 | ・幅広歩道等における休憩施設設置について、特定道路以外の道路においても障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、整備ガイドブックの望ましい整備水準として、ベンチの設置に関する記載を検討する。 |  | 整備ガイドブック P144～148３-１　歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）(１）有効幅員（望ましい水準）・　駅や病院、福祉施設周辺など、高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる道路では、必要に応じ、休憩ができるベンチを設置することが望ましい。（備考）図１図３図５＜参考資料６　整備ガイドブック案 ３-１ 図10＞ |
| (5) | 施設の円滑な利用のための支援の提供について | 条例改正案（第３・４条）では、障害者等（※）が施設を安全かつ快適に利用できるよう、県・事業者が管理・整備する施設について、障害者等の利用に関し、必要な支援を行うことを求めており、ハード整備を前提として、実質的なバリアフリー化を進めるため、ソフト的な対応を求めることとしている。・バリアフリー法でも、整備箇所の維持管理や適切な配慮は各施設の設置管理者の責務であり、令和２年改正では、障害者・高齢者等の円滑な利用のため、交通事業者等へ役務の提供義務や、建築主等利用者へ情報提供・広報啓発を求める等の改正が行われている。※障害者、高齢者、妊産婦、子供連れの人など、移動に際して制約のある方【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】〇　施設の運営者に整備箇所の維持管理や適切な配慮について理解してもらうような機会を設ける仕組みづくりができると有効的であると思う。〇　事前協議書の別添書式のように、柔軟性のある形式であるとよいのではないか。【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】・　特になし | 【施策による対応】〇すべての公共的施設の整備の事前協議書提出の際に、整備後の運用に関してのソフト的な対応・体制予定を確認するため、事業者からの書面報告及び確認を検討円滑な利用のための支援の提供」という観点から、セルフチェックとして示し、必要に応じて随時使用できるよう検討 | 〇事前協議時の提出書類として、整備後の運用に関して情報提供を含めソフト的な対応・体制予定を確認するための書面を追加<参考資料５　配慮に係る取組事項　内容イメージ>＜想定内容（書面報告）＞・情報提供に関する整備（リーフレット配布、わかりやすいサイン掲示、館内放送設備を用いた放送、電光表示を用いた表示等）・利用者への対応予定（受付での対応、人的案内、筆談・コミュニケーションボード等の器具を用いた対応、音声案内装置の運用等）・その他支援や設備に関する対応予定（スロープ等の可動設備を設置等）等を記入上記の内容を簡略化した様式をガイドブックにもセルフチェックとして例示 | 見直しイメージ（当初案）から変更はなし※委員御意見も踏まえ、柔軟性のある形式とするため、本様式は事前協議の際の運用上の付属資料とし、規則への位置付けは行わない。 |
| (6) | 施設計画段階からの利用者の参画に関する検討 | 改正条例第７条（２）では、ＵＤの観点から、県施策の方針として、施設整備の計画の策定や整備に関して、多様な利用者・関係者の参画を推進するとしている。【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】・特になし【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】〇インクルーシブデザインという表現は公に使われているものになっているのか。（事務局発言）・条例見直し検討会議の流れを汲んでこのような表現となっている。〇整備ガイドブック35ページ「建築物等の整備の手順」にも記載を追加してはどうか。（事務局発言）・35ページ②と重複する内容があるため、36ページの「整備のポイント」にもインクルーシブデザインについて追記したい。 | 〇とくにバリアフリー整備が求められる国や自治体の整備について施設整備の計画策定等に関する努力規定を検討する。【施策による対応】〇整備のガイドラインである「整備ガイドブック」の「基本的な考え方」に、施設の計画段階からの利用者の参加（インクルーシブデザイン）に関するページを設けて解説する。〇官公庁施設以外の公共的施設についても、施設整備の計画策定等に関して利用者の意見を聴取することが望ましいことを、基準の「基本的な考え方」として取り入れる。〇整備ガイドブックにおいて、条例の理念に沿った誘導のため、望ましい施設整備の方向性を示すような、優良事例等（＝新たに設ける努力規定の例となる事例）の掲載を検討する。 | 18　施設計画段階からの利用者の参画に関する検討（整備基準）国、地方公共団体その他規則第12条号に掲げる者は、施設等の整備の計画の策定等への利用者の参画に努めること。 〇ガイドブック　36ページ・「整備の基本的な考え方」２ 整備のポイント建築物等の整備のポイントとして、以下の７点があげられます。（略）⑦利用者参加による設計計画・施設設計段階からの利用者の参画・意見聴取・同ページ等にコラム等を掲載 | 見直しイメージ（当初案）から変更なし |
| (7) | 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 条例見直し検討会議において、聴覚障害者や視覚障害者等への情報バリアフリー等について意見があり、施策で検討することとしている。また、認知症や発達障害への対応の必要性等についても意見が挙がった。・とくに聴覚障害については、整備基準の記載が少ない面もあり、今般の条例改正案を踏まえ、情報提供を含めた支援の観点から検討の必要があると考える。【現在の整備基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 整備基準（遵守） | 整備基準（努力） | 望ましい水準 |
| （１）文字情報表示設備の設置 | ・医療施設（無床診療所を除く）・公益事業所・金融機関 | ― | その他公共的施設 |
| （２）文字表示設備の設置 | ・官公庁施設・教育文化施設（図書館等、動物園等、集会場）・福祉施設 | ― | その他公共的施設 |
| （３）難聴者の聴力を補う設備の設置 | ― | ・官公庁施設・教育文化施設・福祉施設・運動施設・興行・遊興施設・展示施設 | その他公共的施設 |
| （４）手話通訳者の配置 | ― | ・官公庁施設・教育文化施設（図書館等）・医療施設（無床診療所を除く）・福祉施設 | その他公共的施設 |

 | 聴覚障害関係の記載のうち、高齢者の増加や改正条例の情報提供の支援の強化のため、聴覚障害関連設備について、対象の施設種別以外は「望ましい水準」としている３つの項（16の項（１）～（３））は整備基準の努力規定に引き上げることを検討する。【第１回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】・特になし【第２回整備基準見直し検討会議における主な委員発言】 〇見てすぐ分かるようなピクトグラムや図等で表示があるとよいのではないか。〇避難時、設備的に不安を感じていたという意見が発端だったかと思う。他に誘導設備として基準に加えられるようなものはないか。 | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備文字情報表示設備の設置（整備基準）（１）別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。別表第１の１の項、２の項、３の項（無床診療所）、５の項（(３)の用に供するものに限る。）及び６の項から18の項までに掲げる公共的施設において、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供を行うよう努めること。（望ましい水準）記載削除文字表示設備の設置（整備基準）（２）別表第１の１の項、２の項（(２)から(４)までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。別表第１の１の項、３の項及び５の項から18の項までに掲げる公共的施設において、会議室を設ける場合にあっては文字表示設備を設けるよう努めること。（望ましい水準）記載削除難聴者の聴力を補う設備の設置（整備基準）（３）利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。（望ましい水準）記載削除 | 見直しイメージ（当初案）に追加有。〇望ましい水準から努力規定への引き上げ（１）～（３）で現在望ましい水準としている施設種別について、努力規定に引き上げる。〇努力規定から遵守規定への引き上げ（（３）難聴者の聴力を補う設備）関連団体等への意見照会の結果や県に寄せられた要望、近隣自治体における整備基準の状況、遵守実現可能性(※)等も勘案し、現在、努力規定としている施設種別のうち、床面積1,000㎡以上のものについて、遵守規定に引き上げる。<参考資料４　関連団体等への意見照会結果>(※)文化施設での集団補聴システム普及状況（全国）（出典）R2厚労省委託事業【集団補聴システムの普及実態に関する調査研究】現状では、導入は進んでいないが、・当事者のニーズが高いこと・比較的低廉（数万円）な機器もあること等について事前協議の際に、情報提供や遵守を求めるにより、今後の遵守可能性は高くなると考える。　 |